

へいせい21ねんどながのけんうえだしまるこちいきかつせいかけいかく
平成21年度長野県上田市丸子地域活性化計画

ながのけん うえだし
長野県 上田市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成21年度長野県上田市丸子地域活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	上田市	地区名(※1)	丸子地域	計画期間(※2)	H21~23

目標:(※3)

上田市丸子地域にある農産物直売加工施設の増設を行うことにより販売額の増加を目指し、これにより農家の所得増加、生産意欲の増加を図り、農地の有効利用や遊休農地の解消、地産地消の推進など地域農業の活性化を目指す。

また、地域間交流の促進のため農産物直売所を拠点として地域内外のイベントに積極的に参加し、安全でおいしい農産物のPR及び販売を通じて地域間交流を図っていくことを目指す。具体的な数値目標として交流人口の増加を1.07%として目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

上田市丸子地域は、長野県の北東部、千曲川の左岸に位置し、標高は500mの中山間地域で年間降水量が900mm前後の少雨乾燥地帯である。主要な農業は水稲であるが、平野部では大豆、野菜などが栽培され、標高の高い地域では花卉栽培も行われている。近年では担い手不足と高齢化が進むとともに農地の荒廃化も目立ち始めて深刻化している。

現状と課題

丸子地区では、平成16年に農産物直売加工センターが整備され、地域の農産物や加工品等を販売してきました。しかし、来客数や販売量の増加にともない、店舗内が狭隘になっており、通路の混雑などが休日を中心に常態化しています。高齢の利用者も多く手押し車やカートの利用を望まれますがカートを利用するための通路幅も確保できず、混雑した店内ではその利用も困難です。

また、夏から秋にかけての野菜・果物の最盛期を中心として売り台のスペース不足により生産者が持ち込んだ農産物を置ききれない状況になっており、生産意欲の低下が心配されます。売り台の段数を増やす等工夫はしているものの、通路の確保及び売り場スペースの確保が課題となっています。

さらに荷捌き場所がないため、荷の積み下ろしや選別、袋詰めなどを通路のわずかなスペースか屋外で行っており、値札貼りや商品の出し入れなどの販売用の諸作業と重なり、支障が出ている。特に雨天時には、作業場所が通路のみとなり一層混雑するため、荷捌き場所の確保が急務となっています。

地域の農産物を使用する加工室については狭く、加工量も上限に達しており農家や消費者のニーズに対応しきれなくなっています。

今後の展開方向等(※4)

来客者及び生産者が利用しやすい直売所とするため、売り場面積を増やす。

また、地産地消をさらに推進するため、加工室を改築する。これにより、商品としては売れない農産物でも加工用として使われ、農家の生産意欲の増進につながることを期待される。さらに、新たな商品開発等にも取り組み、商品の販売を通じて地域のPR等により交流人口の増加を目指す。

生産者が出荷しやすい直売所とするため、荷捌き施設を設置し、生産意欲の増進を目指す。これにより、生産方法を工夫したり農地の有効利用や遊休農地への作付なども期待でき、地域農業の更なる活性化が期待される。多品目、多種類の生産物が売り場に並ぶことにより、さらなる交流人口の増加を目指す。

また、直売所での販売収入による農家所得の増加が、深刻化している後継者不足の歯止めのきっかけとなるとが期待でき、地域農業の振興につながる。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
上田市	丸子地域	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	上田市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

丸子地域(長野県上田市)	区域面積(※2)	10,342ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の人口集中地区を除いた面積10,342haのうち農林地面積は8,252haで80%を占め、世帯数8,209のうち農家戸数1,527であり約18.6%が農林業従事者であり、農林業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(国勢調査によるとH12→H17で4.1%減)、農林漁業者の高齢化傾向から見て、活性化のために交流を進めることが重要な地域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、山村振興地域を対象としており、人口18,648人(平成17年)に対し、区域面積103.4km ² と人口密度180.3人/km ² と低い。区域内の住宅の集中地域においては商店や工場が複数含まれるものの農地保有者が大多数であり、市街地を形成している地区は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は農産物直売所の売場面積を増やすことによる農家の生産意欲の向上と地域間交流の推進による地域活性化をはかり、交流人口及び直売所の売上げの増加を目標としている。

販売額の増加の達成状況については平成21年度から平成23年度のあさつゆでの地域産物の販売額及びJA信州うえだ丸子営農センター総合生産計画を基に上田市と長野県が評価を行う。

また、交流人口の増加の達成状況については平成21年度から平成23年度のあさつゆ来客数調査結果及び長野県実施の観光地利用統計情報調査結果を基に上田市と県が評価を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。